
開講科目名：租税法研究II (4単位)
開設年次：1年 2年
開設学部：法学研究科修士課程法学専攻
担当者：関岡 誠一

《授業の概要》

授業の目的：

租税法の基本的考え方を理解し、税制が変わっても実務で長く使えるよう、その構造を把握する。租税法における基本的なアプローチを確認し、なぜそのような考え方や取扱いになるのかについて講義し、修士論文作成のための基礎力を養成する。

授業の進め方：

講義では、租税法上の重要な項目について、その理論と課題を理解するため、個別事例（重要判例や想定事例など）をベースに、課税上の論点、具体的な事実認定に基づく法の解釈・適用関係等を学習する。併せて、租税法に係るセンスの涵養と実務的能力の向上に資するようなトピック（例えば、租税を巡る紛争の解決手続き、信義則の適用の有無、租税回避行為と否認の可否、最近の租税訴訟の動向など）についても採り上げる。

全体を通じて、細かい部分を追うよりも、応用の効く基礎学力の養成を目指す。特に講義で採り上げる裁判例等については、争点に係る納税者・課税庁双方の主張と、これに対する判決の論理の運びを学習することに重点を置き、社会の中における生きた法の役割を理解し、さまざまな事象に対し実際に租税法を使いこなしていけるよう、訓練を積み重ねていくこととする。

受講に当たっては、予習では講義で採り上げるテーマについて事前に検討を加え疑問点等を整理しておき、復習では参考書の該当箇所や判例評釈等を確認して考察を深めておくことを求める。大事な点は、自ら考え、自ら学ぶ姿勢を持つことである。「学んで思わざれば罔（くら）し。思って学ばざれば殆（あや）うし。」（教わるばかりで自ら思索しなければ独創がない。自分で考案するだけで教えを仰ぐことをしなければ大きな落とし穴にはまる。）〈論語為政第二から。宮崎市定訳〉という言葉は、学習・研究に従事する者にとっての妙諦である。

授業内容：

- 1 租税法の基礎（租税法律主義、租税法における法源、租税法の解釈と適用等）
- 2 租税手続法（租税行政組織、租税確定手続、推計課税、調査と質問検査権等）
- 3 租税争訟法（不服申立て、租税訴訟等）
- 4 租税実体法（納税義務者、課税標準、帰属、税率構造等）
- 5 所得税法（所得の意義、所得分類、各種所得の意義と範囲、収入金額と必要経費等）
- 6 法人税法（法人税の性質、企業会計と法人所得、益金及び損金の額の計算）
- 7 消費税法（消費税の構造、課税対象等）
- 8 相続税・贈与税（相続税と贈与税の構造、財産の評価等）
- 9 国際租税法（国際課税の主要課題）
- 10 その他租税法上の論点

評価方法

試験に代わるレポート、出席及び授業への取組み等で評価する。

《テキスト》

なし（パワーポイントのスライド・コピーをレジュメとして使用する）。

《参考書》

必要に応じ講義の中で適宜紹介する。